

令和7年度第1回埼玉県青少年健全育成審議会 議事録要旨

日 時	令和7年6月12日（火） 13時15分から14時40分
場 所	オンライン（Teams）
出席者数	12名
出席委員	細川会長、青山委員、小出委員、宮西委員、 高橋委員、秋葉委員、新井委員、河原委員、 三角委員、矢作委員、石塚委員、ブローハン委員
欠席委員	根本委員、砂川委員
議事	（1）埼玉県青少年健全育成・支援プランの進捗について （2）青少年健全育成施策・取組について

1 開 会

2 会長選任

規則第5条1項により、細川委員を選任した。

3 会長代理の指名

規則第5条の第3項により、青山委員を指名した。

4 部会員等の指名

規則第7条第2項により、細川委員、宮西委員、秋葉委員、新井委員をいじめ問題の重大事態に関する再調査部会の部会委員、同条第3項により細川委員を同部会長、第7条第5項により宮西委員を同部会長職務代理者に指名した。

5 議事録署名委員の指名

規則第10条第2項により、小出委員と河原委員を指名した。

6 議事要旨

議事（1） 埼玉県青少年健全育成・支援プランの進捗について

議事（2） 青少年健全育成施策・取組について

事務局から資料1-1、資料2により説明し、委員から次のとおり質疑等があった。

（細川会長）

ただいま事務局から、埼玉県青少年健全育成支援プランの進捗について及び青少年健全育成施策取組について説明があった。内容について御質問や御意見はあるか。

（青山委員）

現在、青少年健全育成という文脈の中で、こどもや若者自体が単に与えられたり、指導される側だけではない立場にいられるかどうかということは、すごく重要なことだと言われている。青少年課の事業の中で、例えばこどもや若者、当事者の声が反映されているとか、あるいはこども・若者がただ与えられる側だけではなくて、自分たちで何かをやる、サポートするなど、青少年自身が、お客さんではないような関わりのものがあるか。

（青少年課長）

資料2の4番「青少年相談員活動推進事業」がある。青少年相談員という地域のこどもたちのお兄さん・お姉さんに当たるような立場の人たちがボランティアとして、市町村のイベント等に参加をして、地域のこどもたちの活動を支えている。その中では、こどもたちや若者の意見を聞きながら活動内容の希望を聞きながら取組

を進めていると聞いている。

また、バーチャルユースセンター事業においてはプログラムをいくつも行っているがその中で若者の声を聞きながら、居場所づくりはどんなものがあるのかなどの政策的なテーマについて意見交換の場を設けるプログラムを用意している。この中で高校生たちが、「自分はこんな場所がいいな」ということなどを意見交換することによって、青少年課の今後の居場所づくりの参考にしたいと考えており、そうした中でこどもたちの意見を反映できるようにしてまいりたい。

（青山委員）

埼玉県こども・若者基本条例もでき、より多くの場面でこども・若者が当事者として入っていくような場面が増えていくとよいと思っている。「健全育成」というと、大人がこどもを指導するという文脈、ニュアンスが強くなりがちだと思うが、その前提自体を組みかえていく必要がある部分の方が多いと思う。もちろん非行の問題など、専門的な支援や指導が必要な場面がないわけではないと思うが、枠組を考えたときに全体としてもっとこどもや若者が入れればいいなと思うことが多かったので質問した。

（ブローハン委員）

今の青山委員の言葉に加えての意見だが、若者たちの声をもっと行き届くと良いと思っている。今私自身がこども家庭庁で3つの部会に所属し、委員として発言している。やはりその各部会の中でも、委員が必ず、若者たちの声が届くか、代弁する形を作るという視点が非常に重要視されていることを感じている。こども・若者がまんなかになる形、これはこども・若者計画の中にも書いてあることだが、様々な場面でこども・若者が参画できればいいと考えている。

（細川会長）

他の都道府県で、若者の声を聞き、またそれを活動に生かしていくといった顕著な取組というのはあるのか。

（青山委員）

1つあるのは、このような会議を大人だけでやらないことである。他県の審議会等にも、当事者性を持った人たちが入り、声が伝わることも大事であると思う。計画策定段階でのヒアリング実施などは県も取り組んでいると思うが、広域的な意味では重要だと考えている。多くの県で、そういうことが起きていると思っている。

（青少年課長）

事務局から一点補足説明を行う。

今年度からスタートした埼玉県のこども・若者計画の策定に当たり、その章立て

となる各内容について、こども・若者の意見をもらい、施策の中に反映した。この中で、ブローハン委員にも当時、意見をもらい、若者の一人として発言をいただいた。そうしたものを昨年度のこの審議会でもまとめ、でき上がったのが埼玉県こども・若者計画である。

こどもたちを審議会の委員とするのは難しいところもあるので、できるだけ多くの機会をとらえて青少年課が学校に行ったり、皆様に集まってもらい、いろんな方、いろんな属性の方に意見交換をしていただく場を作っていきたいと思っている。今年度もまだ計画途中であるが、そうした場がつかれないかということで、今後検討してまいりたいと考えている。

(細川会長)

突然変えていくことも難しいと思うが、今後うまく反映していただけたらと思う。他に意見や質問はあるか。

(河原委員)

資料2の1ページ目の将来像について、こどもベースの話だけではなく、社会の側でもこんな社会になったら良いといったものが記載されており、とても良いなというふうに思いながら聞いていた。

1点気になったのは、個々の取組を見ていくと社会の側というよりもやはりこどもに対する働きかけとか、こどもに対する取組みたいなものが結構多いという印象を受けた。そうではなくて、例えば「セカンドチャンスの場づくり事業」みたいなものを、社会の側、企業側が受け入れられるような環境を整備したり、仕組みを作ったりすることも大事かもしれないし、こどもの意見を聴くことについても、こどもの側が意見を出すようになるだけではなく、社会の側にそれを吸い上げるような度量が必要だと思った。資料の記載以外で、そういう社会の側に働きかけるような取組や施策はあるのか。

(青少年課長)

バーチャルユースセンターの中でのこどもの居場所づくりのプログラムがやはり一番近いと思うが、それ以外についてはまだ正直なところ、なかなかそういったこどもたち、若者たちの意見を反映する場ということでは取組がまだまだ不十分かと思っている。

それぞれの事業についてそうした視点からもう一度見直して、来年、今後の取組について、検証して改善を図ってまいりたい。

(河原委員)

私の伝え方が悪かったかもしれないが、こどもの意見の汲み上げだけではなく、こども・若者が夢や希望を持ち健やかに成長活躍できる社会にしていくためには、

こども・若者だけに働きかけるのではなくて、大人の側、企業の側、団体の側に対する働きかけもやはり必要かと思う。

例えば、私今、不登校支援をしているが、不登校だけであっても、不登校のこどもに関わろう、成長しようみたいなのも一方で必要かと思う。けれど、そもそもやはり学校の側が変わらなければいけない、地域の側に協力をしてもらわなければいけないこともあると思う。そういった問題意識を持つと、今の個々の取組はこどもの側に焦点を当てているという印象を受けたが、ここに記載されているもの以外で企業と地域、大人の側等、こども以外に働きかけるような施策というものはあるかという質問であった。

(青少年課長)

その視点からもう一度整理をして回答する。

例えば2番目「こどもデジタル・シティズンシップ推進事業」のメインの対象となるのは保護者である。こどもたちの取り巻く環境変化が大きいため、こどもたちがどういった今環境に置かれているのかということも含めて、どんなネットいじめが身の回りで起きているのかといったことを保護者に理解してもらうため実施している。

次の「見えないチカラを伸ばし夢をつかむリアル体験教室」については、企業の協力を受け、こどもたちの体験の機会をいただいているものである。こうした中でも、例えばなかなか体験活動の機会に恵まれないこどもたち向けに優先枠などを設け、企業の協力を受け、体験活動の実施というのを図っている。

また、「青少年セカンドチャンスの場づくり事業」にいても、例えば非行をしたこどもが、なかなか社会の中で活動していく場が広がらないといったような背景があり、そうしたこどもたちのためにということで、一肌脱ぐというような企業・団体に協力をいただいている活動である。このような登録企業数を増やしていく中では、いろいろと企業の方にこの趣旨を理解してもらうための営業活動を行っている。

そして、資料2の「9-1 青少年育成埼玉県民運動」は、このような各取組を総合的にまとめた県全体としての取組、県民運動としての取組を行っているものになる。この中の少年の主張埼玉県大会は、いろいろな企業・団体に協力をいただきながら成立している。

(河原委員)

記載しているものの中でいろいろな取組をしているということで理解した。

社会への働きかけ方はこどもとかに対する働きかけ方とかより幅が広がり、やり方や対象もたくさんあり、いろいろなことができるかと思っている。今どうこうではないかもしれないが、中長期的に、本来的にはそういう何か取組を増やしていくといいと個人的に思った。

(細川会長)

私も附属小の校長をしていたときに、やはりまず保護者が変わらないといけない、取り巻く社会が変わっていかないと、どうにもならないというところも本当に大きい問題と感じた。そうしたところを少し強調してやっていけるといいと思っている。

(高橋委員)

河原委員の話の続きだが、社会に対する働きかけについて、今までの議論を追えば、こどもの意見を反映させようという、そういう方向感だと思う。それ以外に何か社会がこう変わったほうがいいという方向感が、専門家の方々の中であるのかを聞きたい。学校や、もしかしたら企業・社会も子どもたちの意見を聞けるような状態にしようという方向感であると認知しているが、他に全体として何を働きかけるかというご意見はあるか。

また、こどもの意見を聞く際に、どのような作法をとればよいかというのを河原委員や他の委員にも伺いたい。

(河原委員)

不登校支援という私が関わっている事業ベースでお話をする。例えば不登校のこどもは、当然学習サポートはしていくし、それは必要だという話はあると思う。しかし、ではなぜそもそも不登校になったのかを辿ると、すごくいろいろある。例えばわかりやすい例で言うと、経済的困窮により不登校になっていく。そうした場合、我々でも、当然こどもに対してできるサポートは行い、保護者に対してもケアを行うが、やはり根本原因は経済的困窮にあるので、こどもや家庭を何とかしようとすると、経済的困窮にある状態をそもそも救わなければならないが、そこは我々ですることはできない。もちろん法的な制度とかにつなぐようにサポートはできるが、最終的に繋がるかどうかは保護者が決定をするし、我々自身がお金を渡せるわけではない。そうすると、不登校という問題だけをとっても、こどもの居場所とかだけではなく、そもそもその家庭が経済的に困窮しないような仕組みを社会として作っていく必要がある。経済的困窮だけではなく、保護者自身も障害を抱えているとか、保護者に被虐待経験があるなど、公共というものを信じられない、学校に（よい）思い出がないなどの状況にあることがある。そうしたものを根本的に解決しようとなると、社会の側はこどもの視点やこどもの意見を拾うということだけではなく、経済や福祉などを含めた広い視野で仕組みを考えていかなければならないという問題意識を持ち、先ほどのお話をしたものである。

(ブローハン委員)

今まで権利としてこども・若者の意見を聞くということが置いていかれていたところから、全体的に声を聞こうという動きが出始めてきた。その中でいうと、埼玉県こども・若者計画の将来像①に「こども・若者の意見が尊重され、最善の利益

が優先される社会」という言葉が入ったのは素晴らしいと感じている。

こどもにフォーカス当てることによりこどもが変わるという意見に強く同意した。自分がいつも心がけているところとしては、様々な問題意識を、社会の意識を感じて企業などに発信する際、社会課題はハードルが高いものに捉えられやすいが、本当はこの日常の中の積み重ねの中に潜んでいるものであるから、いかにハードルを低くするかをかなり意識をして講演会や活動の説明のときに話をしている。

最近、様々な当事者や関心のある方が混在した日本酒を飲もうみたいな会に参加した際、若者が行っている活動についての1分間紹介をした。例えば私の分野活動でいうと、児童養護施設について話をした。児童養護施設のことは何となくみんなイメージがあるけれど実際にそこにいる人を見たことがない、声を聞いたことがないという状況の中で、1分間その施設出身者の若者が話すということで、意識とリアルが急に結びついて、そこにいた方が「こういうことなんだ」みたいなことを感じて、そこから何か企業としてやろうかみたいなことにつながったということがあった。1つ何かアイディアとして、そういうつながり方があったということをお伝えしたかった。

また作法について2つお伝えしたい。今、川崎市の取組として、セーブ・ザ・チルドレンによる「カワサキ☆U18」というところがある。これは、小学4年生から高校生までのこどもの主体となってる定例会議のようなものであり、例えば子どもの権利や地震のそなえなどこどもたちが話し合い、まとめた意見を市長に伝えるなど非常に良い取組だと思ったので、参考にさせていただきたい。

最後に私自身がこの活動を始めたのが6年ほど前であるが、施設出身者の若者たちが自分たちの声、体験を語ることによって制度に反映させようというところで、公聴会みたいな形で実際場を設けて話すときに大人たちに来てもらい、その場を設けた。そこから当時話したメンバーが今こども家庭庁の委員になるなど、広がりを感じていた。そういった接点を働きかけることは非常に重要なことだと思った。

(細川会長)

こども・若者が自分の発言する場を持つ、そのことが自己肯定感に繋がり自信を持つことにもつながる重要な機会になる。また、そういう話を聞くということで、大人も理解が深まる場になると思う。

例えばフリースクールに行っている子に対して、不必要に何か自分たちと違うと思うような意識があると思う。私の勤務する大学でサービス・ラーニングという授業があるのですが、学生たちはフリースクールに行き彼らと共に過ごし活動すると、すぐ彼らは自分たちと全然変わらないということに気づき、全く問題なく打ち解けて一緒にいられる。そういうところからも発言する・話を聞く、そして相手を知ることとは大事だと思う。こどもの声を聞くということ、社会の問題も、またこの審議会では扱うことのできない大きな問題もあると思うが、いろいろなことを認識した中で、ここで何ができるかを考えて取り入れていきたい。

他の方、発言はいかがか。

(青山委員)

私も「どのような社会にしていくか」がまずありきであると思う。

その上で最近のトピックとして、「格差」の問題をどうするか。これはやはり一基礎自治体だけではうまくいかないことも多く、広域的にやらなければいけないことも多いので、都道府県行政の中で扱っていくことも重要な問題であると思う。

特に体験活動の分野で言えば、様々な体験は与えてもらうものになったり、商品のように買わなければいけないものになっていく中でいろいろな体験をさせてもらいやすい子とそうではない子の差が激しくなっているという状況はよく出てくる。

一方、行政側も厳しい状況にある。埼玉県では、げんきプラザは縮小が決定し、県レベルではないがNWEC（ヌエック、国立女性教育会館、嵐山町）もなくなるなど、宿泊など子どもたちの体験する機会は、県のレベルにおいて環境面で非常に弱くなってしまっている現状もある。そうするとより格差が広がりやすい環境もあると思っており、そういった基礎自治体ではできないような環境整備みたいなものをどう考えていくかという論点がある。どんな子でもいろいろな体験とか居場所とか遊びとかそういったものがちゃんとあるような社会、これを箱物だけでやるのはたぶん限界だろうから、いろんな人を作っていくみたいなこともあると思っているので、そういう格差を是正するために広域行政に何ができるかということは計画等において非常に重要だと思ったのが一点である。

もう一点、繋がりで言うと、やはり基礎自治体と広域行政の差異を考えたときに、高校生以上や10代後半以降の施策が基礎自治体からごそっと落ちるというのがある。義務教育の段階から一気に離れるため、日本においては10代思春期から20代ぐらいまでのメインターゲットの施策は、これまでは学校とか職場が行っており、社会の中ではサービスの芽がどうしても弱い。彼らの生活圏も広がるので基礎自治体では拾えないニーズが広がってくる中で、高校生とか大学生年代、20代前半年代についての施策が、青少年健全育成の文脈でも入ると良いと思う。

(秋葉委員)

私は、スクールカウンセラーとして県内の公立学校に勤務の経験から高校生になった途端にいろんな支援とつながる場がとても少なくなるように思う。県の施策も小中の子どもにはたくさんの事業があるが、高校生が参加できる場がすごく少ない。

高校は社会に出る準備の期間でもあるので、高校生が安心して社会に出ていけるような関りを心掛けたい。高校生にも経済的困窮や家庭ごとの支援を必要としている場合もあるが、高校生になると、18歳が成人になるということもあり、大人を頼らずに自立して自分で頑張っていきたいという流れもどうしても否めない

し、まだまだ能力的に厳しい子どもたちもたくさんいる。自分の考えを主張できる子どもたちはよいが、主張ができず底辺に紛れている子どもたちが少なくない。埼玉県においては、小中学校はスクールカウンセラーが全校配置となっているが、県立高校はそうではなくて、不登校支援についても小中学校までは手厚いが、高校生になると出席が足りず単位が取れないとそのまま退学あるいは転学という形になってしまい、退学になってしまうと次に受け皿がないことが多かったです。子ども・若者支援として、義務教育が終わった後の子どもたちに対しての支援や施策をこれから考えていけるといいと思った。安心して子どもを育てていける社会となるよう、皆さんと一緒に考えていきたい。

(細川会長)

事務局としては、高校生への対応について、報告にはないがなにか取組んでいるか。

(青少年課長)

高校生をメインの対象としたものとしては、例えば青少年相談員の中では高校生も対象として一緒にボランティア活動に参加してもらうとか、そういうパーツパーツでは出てくる。また、教育局の方では高校生向けにいろんな取組をしているといったような状況がありますので、知事部局と教育局が連携しながら今高校生向けの取組っていうのを進めているという状況である。

一つ、関連したものを申し上げると、資料2の8若者支援協議会の取組がある。こども基本法が施行されたが、市町村は義務教育終了後になると市町村の取組からなくなってしまっており、どのようにアプローチしていけばいいのか苦慮していると聞いている。

福祉の世界だと18歳以降の支援のつなぎ先がわからないという中で、県としては若者施策の取組の横の連携をつなぐように、この若者支援協議会というのを立ち上げていきたいと考えている。市町村のレベルでもこの若者支援協議会というのを立ち上げていただき、いろんな市町村が持っているネットワークに民間団体も加え若者を支える体制というのを整えていきたいと思っている。

(細川会長)

こういう場での報告というのは事業ごとの報告となり、横断的な報告が難しいかと思うが、ぜひ今後何が必要なのかという根本的なところを押さえつつ、各事業を進めていくことが大事かと思う。

議事終了